寄附金取扱規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人徳島こども食堂ネットワーク（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　当法人が受領する寄附金は、寄附者から使途が特定されていない寄附金とする。

　２　この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

（寄附金の募集）

第３条　寄附金の募集は、常時募ることができるものとし、寄附金申込書（別紙様式１もしくは様式２）もしくは、当法人が指定するwebサービスにより寄附の申し出を受け付けることとする。

（寄附金の使途)

第４条　寄附金は、当法人の「こども食堂支援」事業を行うために使用し、また、その業務遂行上必要な事務運営費、管理費にも使用するものとする。

　２　前項については、寄附者にこの規定を示し、了解を得るものとする。

第５条　寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

（１）法律に抵触するとき

（２）当法人の業務遂行上支障があると認められるとき

（３）当法人が受け入れるときに、社会通念上不適当と認められるとき

（４）反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき

（受領書等の送付）

第６条　寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

（募金に係る結果の報告）

第８条　当法人は、ホームページにおいて収支決算書及び報告書を公開し、結果の報告をしなければならない。

（情報公開）

第９条　当法人が受領する寄附金については、台帳整理し、事務所への備置き及び閲覧等に供するものとする。

（個人情報の保護）

第１０条　寄附金に関する個人情報については、別に定める当法人個人情報保護規程に基づき、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

（改廃）

第１１条　この規程規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（その他）

第１２条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

　１．この規程は、２０２１年１０月１日から施行する。